

気象

本市の気候は温暖寡雨な瀬戸内海性気候であり、晴天日数は概して多く、降雨・降雪は比較的少ないです。年平均気温は16前後で、山地部はこれより1～2低くなる傾向があります。

年間降水量は900～1,600mm程度であり、冬期は概して降水量は少ないです。

地質・地形

地形的には、東側より和泉葛城山（標高858m）を最高標高地点として神於山付近までが山地部、そこから久米田池付近までが標高50～100m程度の丘陵部、丘陵部から南海線付近までが標高10～50m程度の台地部となっています。さらに、台地部と埋立地との間に帯状に標高10m以下の三角州・後背湿地が広がっています。

また、地質は、沖積層、低位段丘堆積層、中位段丘堆積層、高位段丘堆積層、大阪層群、和泉層群、泉南酸性岩類及び花崗・片麻岩類等により形成されています。

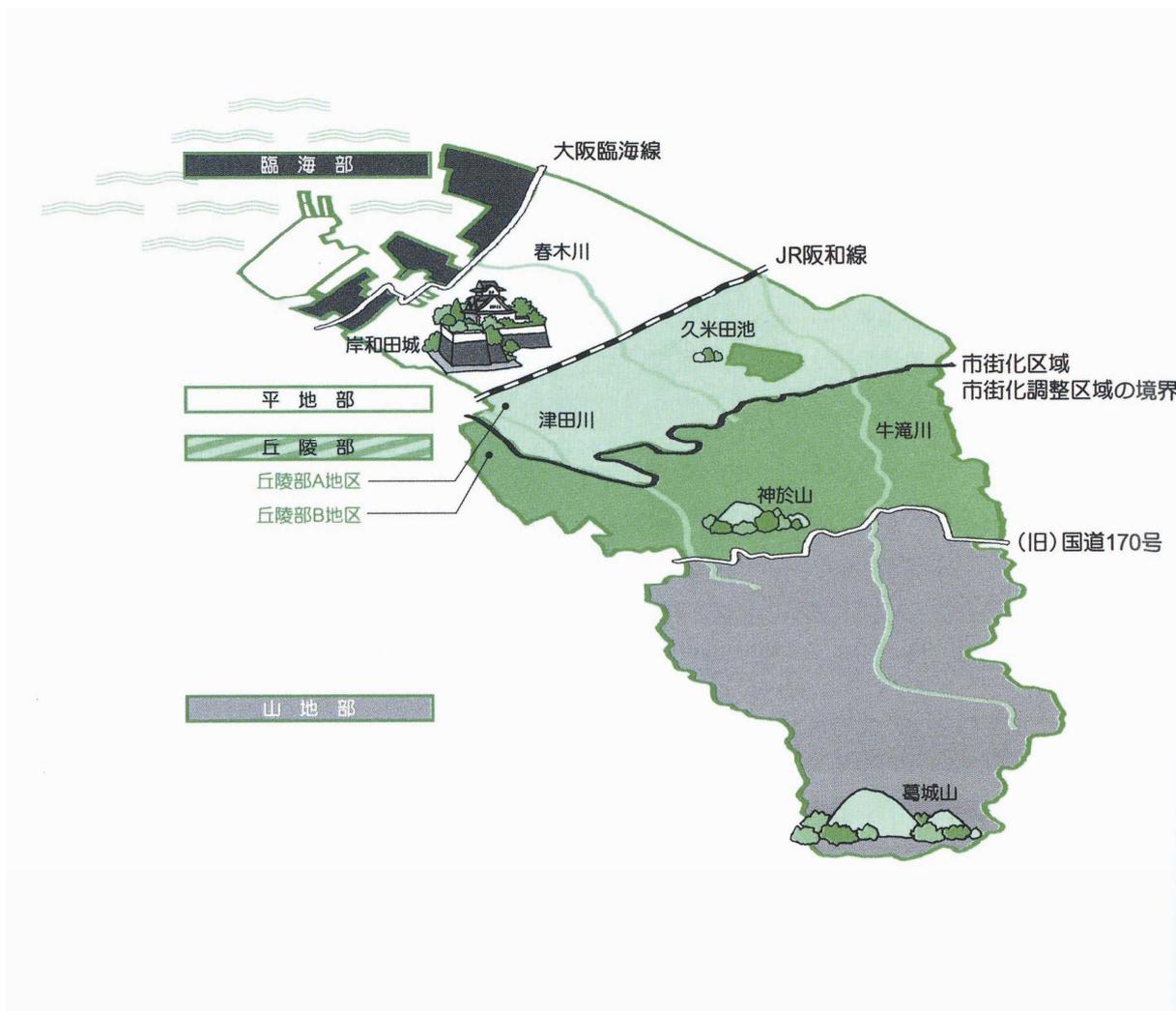
動植物の状況

本市は、和泉葛城山の一部にブナクラス域の植生がみられる以外は、その大部分がヤブツバキクラス域に含まれています。

ブナクラス域の植生としては、和泉葛城山の山頂付近のシラキ・ブナ群集だけがみられます。ヤブツバキクラス域の植生としては、アラカシ群落、ヤブムラサキ・コナラ群集、モチツツジ・アカマツ群集、ネザサ・ススキ群集、クロマツ群落などがみられます。

本市では、古くから人為が加えられてきたために自然植生が少なく、市内の植生のうち、自然植生はシラキ・ブナ群集及びシラカシ群集、アラカシ群集の3種類のみであり、これら以外は全て代償植生となっています。代償植生の中でも、特に、モチツツジ・アカマツ群集とスギ・ヒノキ・サワラ植林が大きな面積を占めています。

本市に係る植物及び動物に関する情報を重ね合わせるにより、植物（種、群落等）並びに、動物（哺乳類、鳥類、両生類、爬虫類、淡水魚類、昆虫類及びこれらの生息地）について、市域を大きく4地域に区分し、区分毎に考察を行いました。



(ア) 山地部

地域の位置づけ

本地域は、そのほぼ全域が和泉葛城山の山体であり、樹林を主体とする植生域で覆われています。

これらの植生域は、大部分が二次林や針葉樹の植林地ですが、一部には、和泉葛城山山頂部のブナ林や、牛滝大威徳寺周辺の照葉樹林といった、注目すべき植生域も含まれており、また、生育する植物種をみても、ブナ等の冷温帯性の植物種やシラカシ、アラカシ等の暖帯性の植物種、多くのラン科植物等、注目すべき植物種をはじめとする多種多様な植物種を包含しています。そこに生息する動物種は、ホンドギツネ、ホンダタヌキ、ニホンイノシシ等の広い行動圏を持つ中・大型哺乳類やブナ林を特徴づける種（ゴジュウカラ、ブナアオシヤチホコ等）、照葉樹林を特徴づける種（クロシオキシタバ等）、また、良好な河川環境に生息する種（ゲンジボタル、カジカガエル等）といった、多種多様な動物相が成立しています。

以上のように、本地域は、広い範囲のまとまりある樹林域の中に暖帯林から冷温帯林までを含み、そこに生育する動植物も、生育環境の多様性を反映して多種多様なものが生育し、市域では動植物の量・質ともに最も豊かな地域です。

環境保全の方向性

本地域は、先に述べたように、市域の中では最も自然環境が豊かな地域であり、また、自然保護等に関わる地域地区指定の状況をみても、国定公園区域や天然記念物（区域指定）等に指定されているところも多くあります。

以上のことから、本地域は、本市の中でも植物の生育環境として最も重要な地域として、環境の保護・保全が望まれる地域です。

（イ）丘陵部

地域の位置づけ

本地域は、全域が多くのため池群を含む丘陵地帯であり、その大部分が常緑果樹園や水田等の農耕地として利用されています。

しかし、これらの中には、大阪府の自然環境保全地域に指定されている意賀美神社をはじめとする市域の原植生を留める社寺林、神於山等のアカマツ、コナラ等の二次林、整備されていないため池や休耕地といった比較的自然的性の高い植物の生育地が存在しており、そこでは、カギカズラ、ツルコウジ、コ克蘭等の注目すべき植物種も生育しています。

以上のように、本地域は、面的広がりを持つ神於山をはじめ、積川神社等のような点的ではあるものの良好な環境が残されており、里山的な環境を有する地域と考えられます。そして、そこには豊富とまではいえないものの、注目すべき植物種の生育もみられます。動物では、特にオオタカ、アオバズク等の猛禽類や、サギ類、カモ類等の水辺の鳥類、ヒメミズカマキリ、ベニイトトンボ等の水生昆虫類を主体とする多くの昆虫類等の動物が生息しています。

環境保全の方向性

本地域は、先に述べたように、植物についてみると自然環境と人為の環境が混在している地域です。また、自然保護等に関わる地域地区指定の状況をみると、意賀美神社が自然環境保全地域の指定を受けている他は、直接的に自然環境を保護するための地域地区指定はなく、風致地区、都市計画公園等の指定が部分的になされている程度です。

以上のことから、本地域は、人為と自然環境保全のバランスを考えながら、神於山を核として、樹林、農耕地とため池がおりなす山里・里地の自然環境を可能な限り大きなまとまりとして保全を図り、また、自然環境の乏しい地域については、部分的に環境の回復を図ることを考慮すべき地域です。

（ウ）平地部

地域の位置づけ

本地域は、ほぼ全域が住宅地や商業地等の市街地です。

この中には、まとまりのある自然環境は存在せず、わずかに市域の原植生を留める社寺林等が点的に存在するにすぎず、動植物の生育環境としては、これら自然環境よりも、公園や緑地等の人為的環境が多くなっています。これらの場所では、地域古来の植物種よりも、帰化植物が多くみられます。動物についても似た状況にありますが、わずかに残るため池ではコオイムシ等の希少種も見つかっています。

以上のように、本地域は、強度に人為が加えられた市街地域であり、動植物の生息環境としての自然環境に乏しい地域ですが、それでもため池や社寺林等にはわずかに良好な環境も残されています。

環境保全の方向性

本地域は、先に述べたように、植物についてみると良好な自然環境とは言い難い状況です。また、自然保護等に関わる地域地区指定の状況をも、自然公園や自然環境保全地域等の直接的に自然環境を保護するための地域地区指定はなく、部分的に都市計画公園の指定がなされている程度です。

以上のことから、本地域は、点的に分布する良好な自然環境は厳に保護するとともに、公園整備等に際して動植物の生育環境の積極的な回復を図るべき地域です。

(エ) 臨海部

地域の位置づけ

本地域は、全域が埋立地に立地する工業地等です。

この中には、まとまりのある自然環境や市域の原植生を留める社寺林等は存在せず、植物の生育環境としては、造成地等の人為的環境が多くなっています。これらの場所では、地域古来の植物種よりも、帰化植物が多くみられます。また、鳥類の生息地が一部に見られます。

以上のように、本地域は、強度に人為が加えられた地域であり、動植物の生育環境としての自然環境に乏しい地域です。

環境保全の方向性

本地域は、先に述べたように、植物についてみると良好な自然環境とは言い難い状況です。また、自然保護等に関わる地域地区指定の状況をも、自然公園や自然環境保全地域等の直接的に自然環境を保護するための地域地区指定はなく、また、都市計画公園の指定も1ヵ所しかありません。

以上のことから、本地域は、港湾緑地等の整備に際して植物の生育環境の積極的な回復、水鳥等の繁殖地や越冬地となっている水域の保護を図るべき地域です。

自然環境の保護・保全

自然環境

自然公園法（国定公園）

自然公園法に基づき、傑出した自然景観の保護とその利用を図るなどの目的で指定される自然公園のひとつで、国立公園の風景に準ずる優れた自然の風景地として指定される公園です。本市市域では、平成8年10月2日金剛生駒紀泉国定公園の指定を受けています。

指定区分	指定地域	面積
特別地域	大沢町及び塔原町の各一部(A=A ₁ +A ₂ +A ₃)	655ha(A)
特別保護地区	塔原町の一部 この地域は、標高における分布上の南限地帯に近い和泉葛城山頂のブナ自生地域。近年周辺部から枯損が進行しつつあるため植生の保護を図る必要がある重要な地区	5ha(A ₁)
第1種特別地域	大沢町及び塔原町の各一部(A ₂ =A ₂₁ +A ₂₂)	38ha(A ₂)
	塔原町の一部 ブナ林の周辺森林であり、一部は葉樹林内にはブナの若木も見られ、山頂ブナ林保護増殖の緩衝地帯として重要である。	16ha(A ₂₁)
	大沢町の一部 大威徳寺を中心とするV字谷の両側斜面に生育するシラカシを優先種とする自然林は、この地域の本来の自然植生である常緑広葉樹林をよく残しており、特定植物群落にも選定されるなど学術的にも価値の高いものである。	22ha(A ₂₂)
第3種特別地域	大沢町及び塔原町の各一部 スギ、ヒノキ等の人工林やアカマツ、コナラ等の二次林が多くを占め、自然度の高い植生は概して少ないが、都市近郊の貴重な自然空間あるいは自然景観として親しまれるとともに、特別保護地区、第1種特別地域の緩衝地域としての役割も果たしており人工林の育成による林業活動の展開と調整しながら風致景観の適切な保全を図っていく。	612ha(A ₃)
普通地域	塔原町の一部 国定公園のうち特別地域以外の地域	5ha(B)
市域指定地域合計(A+B)		660ha

森林法（保安林）

森林法に基づいて保安林制度が設けられています。森林には水源のかん養や山地災害の防止などをはじめとする多大な働きがあります。こうした森林の中で、特に重要な役割を果たしている森林を保安林に指定し、その働きが失われないように伐採を制限したり、適切に手を加えるなど、期待される働きを維持できるよう必要な

管理を行っています。ここでは本市で指定されている保安林について紹介します。まず、和泉葛城山周辺を中心に水源かん養保安林（下記のア参照）、保健保安林（イ参照）、土砂流出防備保安林（ウ参照）、土砂崩壊防備保安林（エ参照）の指定を、牛滝付近及び神於山の一部が風致保安林（オ参照）、魚つき保安林（カ参照）の指定を受けています。

ア．水源かん養保安林

水源地の森林が指定されます。雨を蓄え、ゆっくりと川に流すことで、いつも平均した川の流れを保ち、安定した水の確保に効果を発揮します。また、洪水や濁水を防止する働きがあります。

イ．保健保安林

森林レクリエーション活動の場として、生活にゆとりを提供します。また、空気の浄化や騒音の緩和に役立ち、生活環境を守ります。

ウ．土砂流出防備保安林

樹木の根と地面を覆う落ち葉や下草が、雨などによる表土の侵食、土砂の流出、崩壊による土石流などを防ぎます。

エ．土砂崩壊防備保安林

山地の崩壊を防ぎ、住宅や鉄道、道路などを災害から守ります。

オ．風致保安林

名所や旧跡、趣のある景色などを保存します。

カ．魚つき保安林

水面に陰をつくったり、流れ込む水の汚濁を防いだり、養分の豊かな水を供給するなどによって魚の繁殖を助けます。

近畿圏の保全区域の整備に関する法律（近郊緑地保全地域）

この法律は、近畿圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、近郊緑地の保全その他保全区域の整備に関し特別の措置を定め、保全区域内における文化財の保存、緑地の保全又は観光資源の保全若しくは開発に資することを目的とします。岸和田市では、和泉葛城近郊緑地保全地区として、約1,108haが指定されています。

また、第8条第1項に基づき、近郊緑地保全区域内において建築物等の設置、宅地等の造成、木竹の伐採などの行為を行う場合は、大阪府知事への届出が必要です。知事は助言又は勧告を行うことができます。届出に際しては、市に経由し必要な意見を添付することができます。平成19年度中に行われた届出は1件です。

鳥獣の保護等に関する法律（鳥獣保護区等）

鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護法に基づき鳥獣保護区が設定されています。

本市においては、和泉葛城山山頂部から大威徳寺を経て大沢町に至る牛滝川沿いの地域が葛城牛滝鳥獣保護区及び和泉葛城ブナ林鳥獣保護区に、市域中央部の丘陵地帯の広い範囲が岸和田銃猟禁止区域、海岸寺山銃猟禁止区域及び岸和田東銃猟禁止区域に指定されています。

都市計画法（風致地区）

風致地区は、都市の風致を維持するために、都市計画法によって定められた地区です。近年、各種開発によって著しく都市の自然が失われつつありますが、樹林地、丘陵地、水辺地等の良好な自然的景観に富んでいる区域や、良好な住環境を維持している区域、古墳等の歴史的意義のある区域などを風致地区として指定し、これにより生活にうるおいを与え、緑に富んだ快適な都市環境を維持しようとするものです。

本市においては、丘陵地帯北部に久米田風致地区(255ha)、焼ノ山風致地区(102.5ha)、中島池風致地区(28ha)及び海岸寺山風致地区(170ha)の4ヶ所が風致地区の指定を受けています。

文化財保護法等（史跡・名勝・天然記念物）

史跡については24件、名勝は2件、天然記念物は16件それぞれ指定されています。

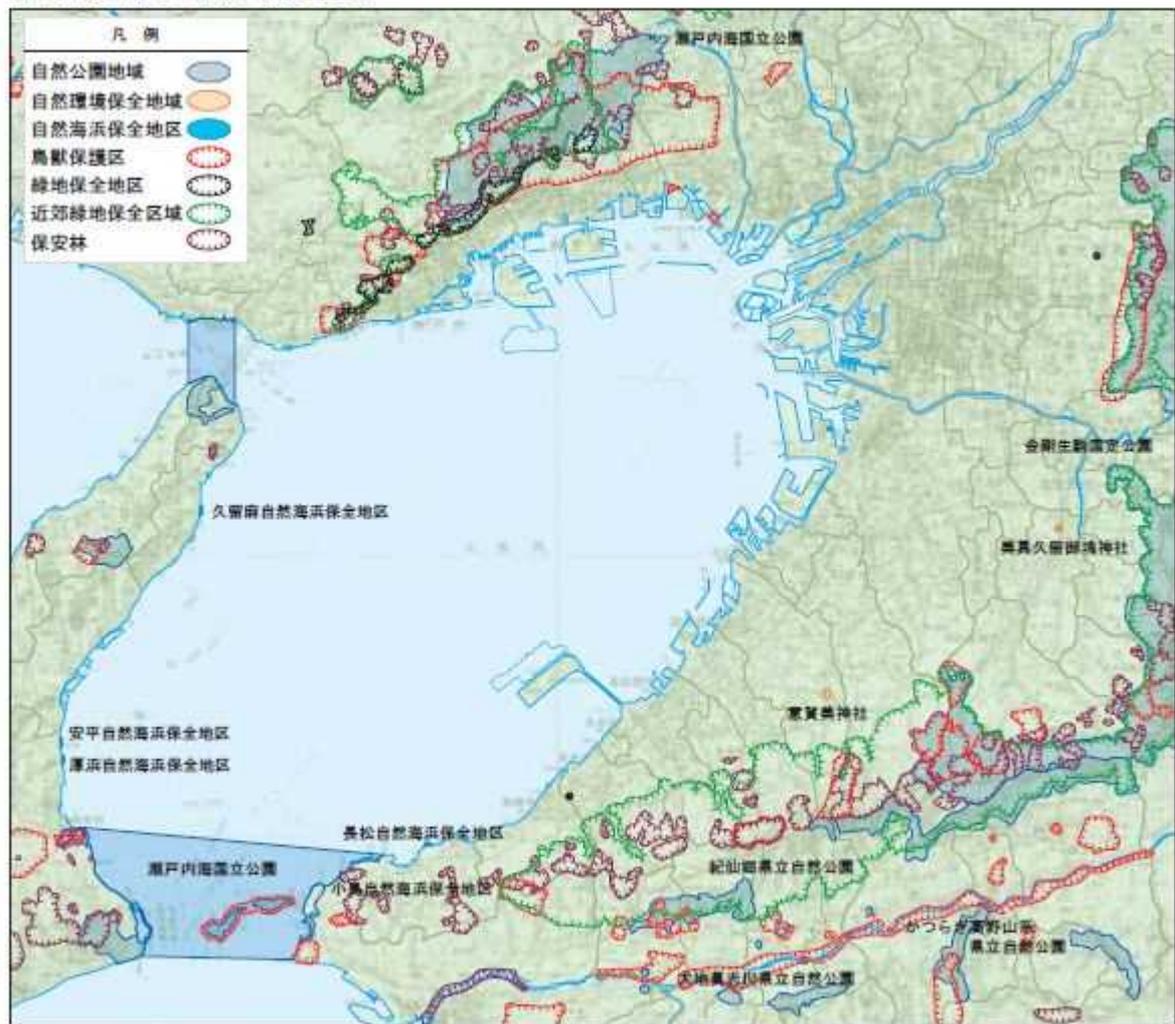
史跡	1. 摩湯山古墳（国指定史跡）2. 久米田寺境内、3. 久米田池、4. 岸和田城跡、5. 池田王子跡（以上 府指定史跡）6. 志阿弥法師塚古墳、7. 女郎塚古墳、8. 風吹山古墳、9. 無名塚古墳、10. 貝吹山古墳、11. 光明塚古墳、12. 大山大塚古墳、13. 義犬塚古墳、14. 光忍上人塚古墳、15. 岡山御坊跡、16. 岸和田藩薬園跡、17. 岸和田城堺口御門跡、18. 紀州街道本町一里塚跡、19. 岸和田城防潮石垣跡、20. 岸和田藩校跡、21. 神於寺跡、22. 岸和田藩主松平康重墓、23. 泉光寺岸和田藩主岡部家代々の墓、24. 小金塚古墳（以上市指定史跡）
名勝	1. 久米田池、2. 牛滝山（以上 府指定名勝）
天然記念物	1. 和泉葛城山ブナ林（国指定天然記念物）2. 大島邸のびやくしん（以上 府指定天然記念物）3. 円教寺の蘇鉄、4. 兵主神社社叢、5. 夜疑神社社叢、6. 土生神社社叢、7. 西向寺のいぶき、8. 円勝寺の松、9. 西教寺のいちょう、10. 奥家の椋、11. 稲葉町菅原神社社叢、12. 稲葉町薬師堂跡の榎、13. 積川神社の椋、14. 意賀美神社社叢、15. 山直神社社叢、16. 大沢神社の杉（以上市指定天然記念物）

大阪府自然環境保全条例（自然環境保全地域・28条協定）

自然環境の適正な保全を総合的に促進するために、大阪府自然環境保全地域として意賀美神社 1.32ha が指定されています。

また、ゴルフ場の建設その他の自然環境に影響を及ぼす行為で規則で定めるものを行うときは、大阪府自然環境保全条例第28条の規定に基づき、自然環境の改変を最小限にとどめ、自然環境の回復を図るため、府と事業者が協力して最善の措置を講じ、良好な生活環境の確保を図るために協定を締結します。締結にあたっては、本市は大阪府に対して必要な意見を述べることができます。平成19年度中に締結された協定はありません。

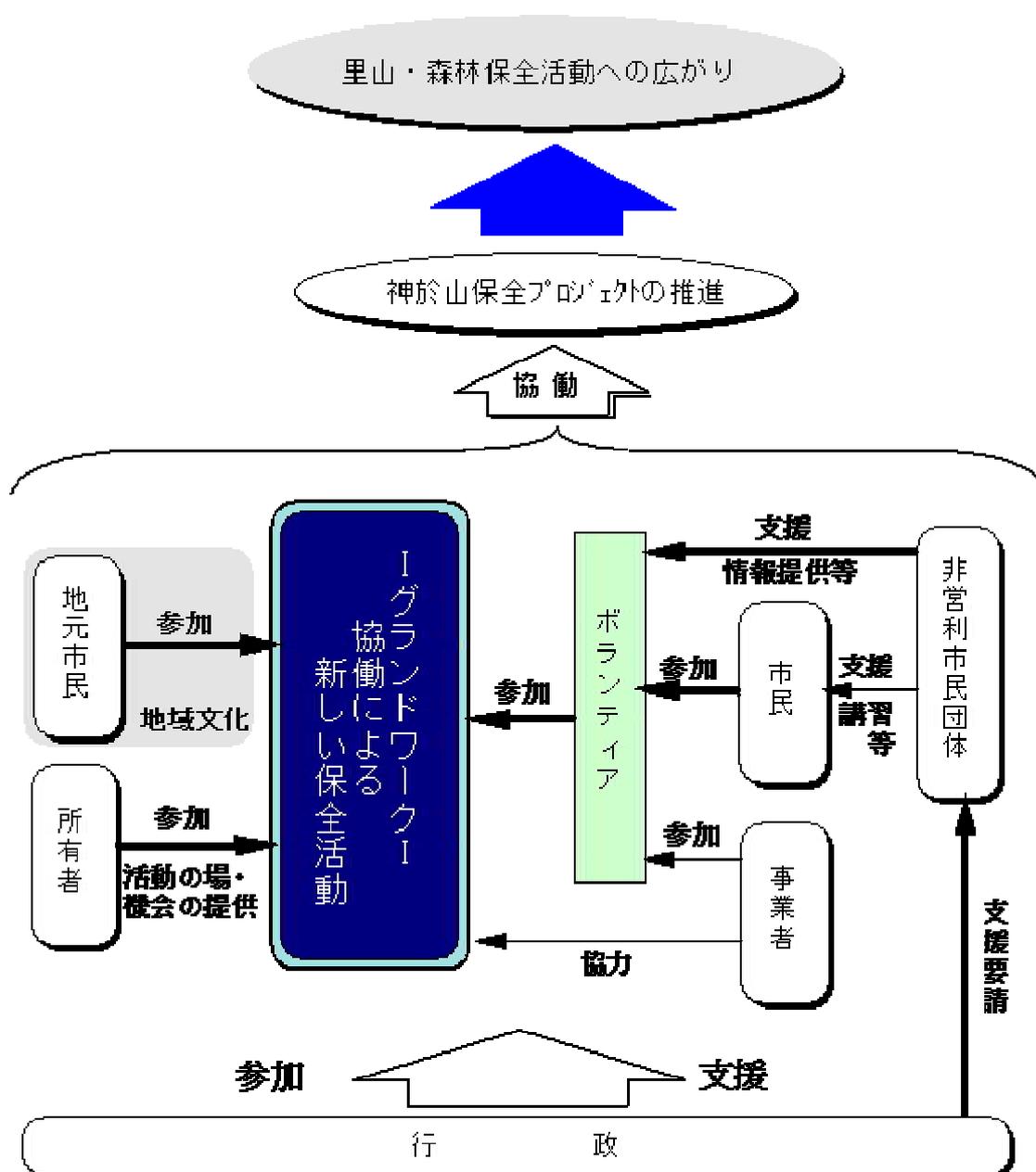
自然環境の保全に関する指定区域



神於山保全プロジェクトの推進

神於山保全プロジェクト

本市では、環境計画の中の重点目標として神於山保全プロジェクトの推進を掲げています。
(下図参照)



(1) 神於山の保全の意義

- ・ 自然と市民の接点（市街地住民にとっての身近な自然）
- ・ 自然の結節点（山地部と丘陵部を結ぶ）
- ・ 身近な自然生態系（雑木林、農地、ため池、河川、集落の組み合わせ）
- ・ 春木川の水源
- ・ 気候の緩和（大気浄化機能、炭酸ガスの吸収、雨水流出抑制等）
- ・ レクリエーションの場
- ・ ランドマ - ク（「岸和田市都市景観形成基本計画」で位置づけ）

(2) プロジェクトのねらい

- ・ 自然とのふれあい（人と自然の関係の再構築）
- ・ 環境学習（体験をとおした自然の学習）
- ・ 市民のネットワ - クの構築（丘陵部及び山地部と市街地の市民を結ぶ）
- ・ 市民主導の自然環境の保全（ボランティアの育成 健康づくり、生きがい対策、コミュニティ形成）
- ・ 市民、事業者、行政のネットワ - クの構築（協働による自然環境資源の保全）

(3) 推進方策のイメージ

所有者、市民、非営利市民団体、事業者、行政による新しい保全活動(グランドワ - ク)の創設に取り組むと共に、既存の保全活動とも連携して協働による神於山保全活動の推進をめざします。

活動においては、地域資源、地域の人材、地域文化の再生も考慮した取り組みをめざします。

神於山保全の取り組み

(1) 特定非営利活動法人 神於山保全くらぶ (WOOD・木・樹)

目的

春木川の源流であり古代から「神のおわす山」として、岸和田のシンボリックな山である神於山の自然環境の保全を図るとともに、この山がより多くの市民に愛され、次世代に里山林を緑の遺産として残すため必要な活動を行っています。

設立

時期：平成13年4月に自主活動グループとして発足

構成員：岸和田市が開催した里山ボランティア育成入門講座の修了生を中心として構成

岸和田市が「環境計画」の神於山保全プロジェクトの実現に向けて実施した里山ボランティア育成講座（平成11年より継続実施）の修了生が自主活動グループを設立する。定例活動等を行っていきながら、平成19年4月に“特定非営利活動法人”となり、現在に至っている。

活動

市民ボランティアグループとして独立した活動と、従来同様に岸和田市などの里山関連事業への参加・協力を並行して実施。

毎月2回の活動（状況に応じてサポート活動を実施・・・非定例活動）

竹の伐採 やぶとなった竹林の適正な管理、林層転換

炭焼き 伐採した竹の有効利用のため炭窯を設置

講師 本市が主催する「里山ボランティア育成入門講座」に対してこれまでの活動の知識と技術を活かし、講座のリーダーとして参画

啓発 本市で実施するイベントにおけるPR活動を行い会員の拡大を図るとともに、市民などの神於山への関心を高めるために各種啓発イベントなどにくらぶとして参加協力

本市の関わり

元来、本市が実施した里山ボランティア育成入門講座を軸に発展してきたグループであり、自主性を尊重しながら、必要な部分では情報、資材、地域との交流などの面で積極的な支援・助言を行い、活動の定着を目指している。現時点においても毎月2回以上の活動を行っており、神於山の歴史、地形、植物などのあらゆる面において熟知するグループになっている。このことから、本市が目標とする里山の保全における市民・事業者・行政のパートナーシップの一員として重要な存在であり、各種事業、イベントに参画してもらい、保全管理などを進めている。

(2) 神於山保全活用推進協議会

目的

神於山及びその周辺の自然環境を保全・回復するとともに、森の産物を資源として活用し、豊かな里山として蘇らせるとともに、地域の活性化を図るために、地元の方々・ボランティア・行政などの関係者がお互いに協力し、神於山の保全と活用の取り組みを行う。

設立

時 期：平成 15 年 9 月に発足

構成員：地区市民協議会会長

(修斉地区・東葛城地区・光明地区・山滝地区・山直南地区・天神山地区)

町会長

(土生滝町・北阪町・神於町・上白原町・河合町・福田町・内畑町連合町会)

環境省・林野庁・大阪府環境農林水産総合研究所・大阪みどりのトラスト協会・大阪府魚庭の森づくり協議会・岸和田市農業協同組合・大阪府森林組合・岸和田市林業活性化地区推進協議会・光明連合座中・NPO 法人神於山保全くらぶ・春木川・轟川をよくする市民の会・神於寺・農事組合法人ふぁーむ 2 1 ・農事組合法人神於山ファーム・シャープ(株)・大阪府(森林課・泉州農と緑の総合事務所)・岸和田市(まちづくり推進部・産業部・建設部・学校教育部・教育総務部・自然資料館・環境部)

活動

神於山を里山として蘇らせるために必要なことを話し合っていく。

神於山の自然を保全し、また多くの人々が訪れて活用していくには、多くの課題がある。

例えば、竹林を伐採してどんな木を植えるのか？ みんなが来てくれるにはどんな物をつくれればいいか？

神於山を知ってもらうためのPRはどうするのか？ など・・・

このような課題を一つずつ話し合い、解決するための実践活動を行い、里山保全活動や自然回帰への機運の高まりの中で、神於山を『多くの人々が憩い、交流し、集う場』とし、また、『防災や水源涵養などの機能を高める』ことを目指している。

いままでの経過概要

平成 16 年 3 月 自然再生推進法に基づく協議会とした。

平成 16 年 10 月 神於山地区自然再生全体構想策定。

平成 17 年 6 月 1 日 自然再生事業実施計画書策定(この実施計画書が同年 6 月 20 日東京で開かれた自然再生専門家会議に諮られ、特に助言を要しないとして承認された)。

(3) アドプトフォレスト「シャープの森」

目的

地球温暖化防止と生態系の保全、社員の自然保護の大切さを体験を通じ学ぶことによるボランティアマイノリティの醸成と野外活動による健康増進。

設立

時 期：平成 18 年 2 月 16 日「神於山シャープの森」調印

構成員：シャープグループの労使共同のボランティア組織シャープグリーンクラブ(S G C)を中心とした在阪奈拠点に勤務する社員及びその家族など

活動

大阪府のアドプトフォレスト制度（森の養子縁組という意味）適用第1号として、森林所有者である岸和田市（シャープの森 約2ha）とシャープが、大阪府の仲介のもと、協定を結び、シャープの実施計画に基づき神於山の自然再生に参画、平成18年4月15日クヌギ・コナラ・山桜1800本を植栽し、その後も四季折々の変化を楽しむ森づくり・多様な生きものが生息する森づくり・人の生活と結びつきをもつ森づくりを継続して推進するため、毎月2回の活動を行っています。

- * 以上のように、企業が間伐や植栽、下草刈りなど森づくりに参加し、人手や資金を負担して森林保全に取り組めば、CO2削減対策として評価するという企業にとってもメリットのある同制度や、さらなる社会貢献を望む企業のためにも、今後ともさらに魅力のある神於山にしたいと考えています。

平成 19 年度実施事業

クリーングリーンハイキング

自然とのふれあいや、美化活動等を行い自然環境の保全を奨励する事業で、平成 19 年度は、4 月 29 日に神於山で、11 月 11 日には和泉葛城山で実施しました。

里山ボランティア育成入門講座

神於山についての見識と里山の保全管理のための技術習得を目的とした講座を、平成 19 年度は 6 回開催しました。

神於山まつり

神於山の保全活用の必要性と自然環境保全の啓発に資するため、平成 18 年度に引き続き 19 年度においても 11 月 18 日に「第 7 回神於山まつり」を開催しました。

和泉葛城山保全活用対策協議会

和泉葛城山ブナ林及びその周辺の豊かな自然環境を保護・保全するとともに、秩序ある利用を図る目的で平成 9 年 4 月に設立されました。会員は大阪府、和歌山県、岸和田市、貝塚市及び和歌山県紀の川市です。また、準会員は財団法人大阪みどりのトラスト協会です。

平成 19 年度の事業としては

クリーンキャンペーンの実施 5 月 27 日・11 月 11 日

和泉葛城山頂で啓発物品を配布し、マナーの向上を呼びかけました。

環境保全事業

環境美化を促進するため、不法投棄ごみ撤去及び清掃等を行いました。

国定公園内施設等管理事業

* 自然遊歩道の整備 近畿自然歩道及び牛滝園地溪流歩道の清掃・草刈等

* トイレの管理 塔原地区公衆トイレの清掃等